

# 中小企業実態基本調査の概要

## 1. 調査の目的

近年、企業活動の国際化に伴う国内産業構造の変化、裁量労働制や派遣労働者の活用などにみられる人材調達の多様化、IT技術を活用した物流の効率化、消費者のライフスタイルの多様性に応じた新規事業の創出や業態転換など、中小企業を取り巻く経営環境は大きく変化してきている。

こうした環境変化の中、中小企業の育成及び発展に資する施策を企画・立案する上でも、中小企業全般に共通する事項について、経年変化を追い、業種別・企業規模別に、それぞれの特色、経営上の強み・弱みを初めとする幅広い事項を明らかにしていくことの重要性が従来以上に増してきている。

中小企業庁は、このような中小企業を巡る経営環境の変化を踏まえ、従来、中小企業基本法第10条の規定（定期的に、中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない。）に基づき、中小企業の実態把握のために実施してきた「中小企業経営調査」及び「商業・サービス業設備投資動向調査」に替えて、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するための新たな調査として、平成16年9月に「中小企業実態基本調査」を実施した。

本調査の実施に当たっては、記入者負担の軽減の観点から、前述の「中小企業経営調査」、「商業・サービス業設備投資動向調査」及び調査対象に中小企業を含む「商工業実態基本調査」の一部を統合し、統計報告調整法（昭和27年5月24日法律第148号）に基づく承認統計調査として実施した。

## 2. 調査の範囲

中小企業実態基本調査は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる大分類E - 建設業、F - 製造業、H - 情報通信業、I - 運輸業、J - 卸売・小売業、L - 不動産業、M - 飲食店、宿泊業及びQ - サービス業（他に分類されないもの）のうち、別表に掲げる業種及び規模に属する企業（個人企業を含む。以下同じ。）から選定した企業について調査した。

業種の範囲及び企業規模（資本金又は従業員）の範囲については、別表を参照。

## 3. 調査の期日（調査時点）及び調査期間

本調査は、平成16年9月25日で実施した。

平成15年度決算に基づく実績について報告をお願いした。

## 4. 調査事項

本調査の調査事項は以下のとおり。

- (1) 企業の概要（名称及び所在地など）
- (2) 資産及び負債・資本、売上高及び営業費用、設備投資など

- ( 3 ) 従業者数
- ( 4 ) 取引金融機関
- ( 5 ) 委託の状況
- ( 6 ) 受注の状況
- ( 7 ) 工事の受注 ( 建設業のみ )
- ( 8 ) 商品 ( 製品 ) の仕入先・販売先
- ( 9 ) チェーン組織への加盟の状況
- ( 10 ) 電子商取引の実施状況

## 5 . 調査方法

本調査は、中小企業庁から調査対象企業へ調査票を郵送で配布し、申告者 ( 調査対象企業 ) が、自ら調査票に記入し返送する方法 ( 自計申告方式 ) で実施した。

## 6 . 標本設計及び抽出方法

### ( 1 ) 標本数

本調査は、母集団である平成 1 3 年事業所・企業統計調査の名簿に基づき、次に掲げる業種区分、従業者規模区分ごとに、平成 1 5 年 2 月に実施した「中小企業実態基本調査 ( 仮称 ) のための試験調査」の「売上高」を基に、目標精度を 5 % として標本数を算出した。

業種区分                    建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、不動産業、飲食店・宿泊業、サービス業の 9 区分

従業者規模区分          法人企業 ( 5 人以下、6 ~ 2 0 人、2 1 ~ 5 0 人、5 1 人以上の 4 区分 )、個人企業

また、産業中分類別及び都道府県別の集計が可能となるように、業種区分 ( 産業分類 ) ・従業者規模区分の各層の標本数は、各層ごとの産業中分類別・都道府県別の構成比に基づいて、産業中分類別・都道府県別の標本数を割り振った。

### ( 2 ) 二重抽出

記入者負担軽減の観点から、製造業及び非製造業で 4 種類の調査票を使用するため、二重抽出の考え方を採用した。二重抽出の採用により、乙調査票 ( 詳細票 ) の調査対象企業を必要最小限とした。

二重抽出    :    始めに、目標精度 5 % で全体の標本数を算出し、次いで、目標精度 7 % で乙調査票 ( 詳細票 ) の標本数を算出した。

甲調査票 ( 基本票 ) については、上記 ( 1 ) で求めた全体の標本数から、乙調査票 ( 詳細票 ) の標本数を差し引いた数とした。

乙調査票 ( 詳細票 ) の標本抽出は、層 ( セル ) ごとに抽出された全体の標本 ( 調査対象企業 ) の中から、無作為抽出を行った。

### ( 3 ) 推計方法

業種区分、従業者規模区分の層 ( セル ) ごとに単純不偏推定により行った。

乙調査票（詳細票）にあつて、甲調査票（基本票）にはない調査項目の推計値は、乙調査票（詳細票）の調査結果（集計結果）を基に、甲調査票（基本票）の個票単位に推計した。

例えば、甲調査票（基本票）の設備投資額の推計では、乙調査票（詳細票）と甲調査票（基本票）の共通の調査項目であり、設備投資額と関連性の高い売上高・営業収益（金額）を用い、以下により推計した。

$$\text{甲の設備投資合計} = \text{乙の設備投資合計} / \text{乙の売上高} \times \text{甲の売上高}$$

## 7. 集計及び結果の公表

本調査の集計結果は、本資料により「平成16年中小企業実態基本調査速報」として公表するとともに、平成17年5月頃に確報として「平成16年中小企業実態基本調査報告書」を公表する予定である。

また、中小企業庁ホームページにてインターネットによる提供を行う予定である。